

千葉市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和8年3月23日

千葉市監査委員	宍倉輝雄
同	宮原清貴
同	石井茂隆
同	青山雅紀

7千総業第374号

令和8年 3月12日

千葉県監査委員 宍倉輝雄様
同 宮原清貴様
同 石井茂隆様
同 青山雅紀様

千葉市長 神谷 俊一

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和2年度、令和4年度及び令和5年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

令和2年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第3 外部監査の結果 第2章 個別監査の結果 第1節 土木部監査対象課・所の監査結果

2. 4 土木事務所共通事項の監査結果 (3) 監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>①道路占用許可に係る事務の停滞について【4土木事務所管理課共通】（報告書 P72）</p> <p>道路の占用申請から工事施工、完了及び完了検査までの流れについて、各土木事務所の現場往査の中で、関連帳票を閲覧・分析した結果、全ての土木事務所において、道路占用者が完了届（千葉市道路占用規則第16条）を提出せず、その結果として、土木事務所により完了検査が実施されていない事例が散見された。関連条文として、道路占用期間が終了している場合は、道路占用に関する届出書を市長へ提出（同規則第22条）して、占用の終了としなければならないとの規定もある。</p> <p>また、道路占用が終了したにも拘らず、道路占用者がその完了届を提出しない場合等、手続きとしては未だ占用が継続している場合に、第三者に損害を与えた場合、占用者はその損害を負担しなければならない（同規則第8条）。さらに、完了検査後、2年間は瑕疵担保期間が設定されているため、占用者が施行した道路の復旧工事の瑕疵に起因して路面の沈下、破損等道路に損傷が生じた場合は、占用者の負担において直ちに補修しなければならないとされている（同規則第17条第1項）。</p> <p>【結果：指摘】</p> <p>道路占用者による完了届が速やかに提出されない場合（規則上、工事完了日から14日以内と規定。同規則第16条第1項）、道路占用者による完了届提出の単なる失念であるかどうかも含めて、各土木事務所においては道路占用者に連絡し、規定に基づき占用工事完了届等を提出するよう催促されたい。</p>	<p>過年度事案については、占用工事完了届が未提出となっている事業者に対し個別に通知し、完了届や現場写真等の提出を促すことにより、未検査事例等の改善に向けた処理を進めている。</p> <p>また、完了届の未提出案件について、道路管理システムの機能を活用することによる抽出方法等を記載した事務処理マニュアルを土木管理課において作成し、依然として処理が完了していない事案及び今後の事案についても適時適切に処理を進めていくよう、各土木事務所へ周知徹底した。</p>

令和4年度包括外部監査

監査のテーマ：一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

II-1 納税管理課が所管する未収債権管理の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>① [1 市税] の未収債権管理に係る検出事項について</p> <p>ウ. 換価猶予の期間について【納税管理課】(P77)</p> <p>換価の猶予は、差押え財産の換価を猶予したり、差押えを猶予したりする制度であり、職権による換価の猶予（地方税法第15条の5第1項）と納税者等からの申請による換価の猶予（地方税法第15条の6第1項）が規定されている。換価の猶予期間は1年以内であり、さらに1年延長することができるため、最長2年間である。</p> <p>これらのうち、職権による換価の猶予の事例で、最長2年間の換価の猶予の期間をそれぞれ別の理由により2回繰り返し、結果として4年間の猶予の期間を設定している事例があった。</p> <p>職権による換価の猶予は、滞納者に次の事由があると認められる場合で、納付等について誠実な意思を有すると認められるときに職権で実施される。</p> <p>i 換価することで事業の継続、生活の維持が困難となる場合。</p> <p>ii 徴収上有利な場合。</p> <p>令和3年度において前記のとおり最長2年間の制限を超過して、最初の2年度は「生活の維持が困難」、次の2年間は「徴収上有利」という理由で、4年間の換価の猶予を行っていた。</p> <p>事例では、最初の2年間に該当する「生活維持困難」の期間である721日が終了した時点で、換価猶予の期間を終了し、執行停止の措置を検討する必要があったものと考えられる。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>換価の猶予の期間は、地方税法上、1年間を原則とし、更に1年間の延長が明文上認められているため、最長2年間の制度である。この2年間の期間を超過して、4年間の換価の猶予が別の理由で実施されている事例が把握されたことから、制度の趣旨及びこれまでの経緯を再度周知し、最長2年間の換価の猶予期間が終了する場合は、債務</p>	<p>職権による換価の猶予の運用については、国税徴収法基本通達第151条関係6-2を踏まえ、猶予期間満了後であっても、地方税法第15条の5第1項各号に規定する猶予の事由を変更することにより、さらに最長2年間の猶予期間の延長を認める取扱いとしている。</p> <p>この取扱いについては、運用の明確化と統一を図るため、令和7年4月1日から事務マニュアルに明記している。</p>

<p>者の状況に応じて、執行停止等の措置を検討するなど、現在の市のルールへの遵守を徹底されたい。</p>	
--	--

令和4年度包括外部監査

監査のテーマ：一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

II-2 区政推進課が所管する未収債権管理の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>① [56 特定定額給付金過年度分歳出戻入金] の未収債権管理に係る検出事項について</p> <p>ウ. 令和3年度以降の回収努力について【区政推進課】(P87)</p> <p>令和2年度に発生した特定定額給付金過年度分歳出戻入金の未収債権は、令和3年5月と令和4年7月に催告書が送付された後、回収実績がない状況が続いている。</p> <p>当該未収債権は、国の給付制度に基づき、国の予算を千葉市が給付する事務を行った中で発生したものである。この給付金は全額を国の予算で手当てされており、今回のように戻入金が発生した場合の回収事務費は弁護士への業務委託料も含めて国の予算で行うことができたが、令和3年度以降は回収費用が千葉市で発生しても国は予算手当てをする稼働は明確にはしていない。</p> <p>この未収債権は「私債権」であるため、本来、履行期限に納付がなく催告を行っても納付されていない場合は、納付交渉を行い、一括納付の能力や意思がない場合、履行延期の特約を結び、分割納付計画に基づき納付を勧めることが市の利益となる。仮に債務者に納付能力等がなく、一定の要件を充足すれば、徴収停止措置を行うこととなる。債務者が悪意であれば、債務名義を取得し強制執行の法的措置等をとることとなる。</p> <p>しかし、市所管課は次の理由から、そのような措置はとっていない。</p> <p>「特別定額給付金の二重払いに係る返還請求事務について、令和2年度中の事務経費には国の補助金の対象だった。しかし、令和3年度からは補助金対象ではなくなり、地方公共団体の負担で行わなければならない、たとえば、弁護士委託費や訴訟費等、全て千葉市負担で行わなければならないこととなっている。</p> <p>国からは給付金の二重払い分も含めて補助金が支払われているため、市にとっては負担がなく、国からの返還請求に関する明確な指示もない</p>	<p>催告手続の実施等により、債権回収に努めているが、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ回収の見込みがない債権については、千葉市債権管理条例第7条第1号に基づき、債権放棄の手続を検討するものとする。</p> <p>なお、特別定額給付金の事務経費については、国による予算措置が講じられていないことを確認している。</p>

ことから、強制徴収は行わず、債権者への催告通知のみ行っている。今後も、民法第 166 条による時効成立まで催告を継続して行う。」

この給付金は全額を国の予算で手当てされており、市として会計上は収入未済であっても、実質的には市の負担ではないため、回収努力については最低限の催告状の発送にとどめて、時効期間の経過を待つものと認識できる。

このような姿勢は市の負担を考えると、確かに経済合理的である。しかも、国から何ら回収事務費の予算手当てをするなどの通知がない限り、上記の回収努力をすればするほど、市の実質的な負担となり、仮に回収することができたとしても、その回収金は国に返還することが想定される。

このような事例は全国的に発生しているものであれば、実質的には、国の未収債権であるはずである。

時効期間が経過した場合、私債権であるため債務者による時効の援用がなければ、即座には債権は消滅せず、千葉市債権管理条例第 7 条の各号に該当するかどうかの判断が必要になってくる。

その時効経過の期間、未収債権として継続的に年度を繰越すことが社会的な公平性から見て妥当であるか、疑念がある。少なくとも、国と協議して回収努力を行うための相当の経費を事務費として手当てするよう交渉することは必要である。

【結果（指摘）】

令和 2 年度に発生し、現在も回収されずに未収債権として催告書を発送している特定定額給付金過年度分歳出戻入金（6 件：150 万円）の適正な管理、給付金の公平性の実現のために、実質的な債権者である国と話し合い、債権回収のための相当の事務経費を国が手当てするよう働きかけ、国の見解を正式に徴取して、債権回収に努めるよう検討されたい。

令和5年度包括外部監査

監査のテーマ：固定資産台帳の整備に係る内部統制とその情報の活用の状況について

Ⅲ 千葉市の地方公会計の固定資産台帳 第2章 固定資産台帳の更新に係る内部統制

3 監査の結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(4) 所管課の登録情報の誤りについて【財政課】 (報告書 P67)</p> <p>資産データベースから作成される令和3年度の「資産カルテ公表施設一覧」から、監査人の判断で抽出した15件の取引について、固定資産台帳に適切に登録されているかを確認したところ、全件の登録が確認できた。</p> <p>ただし、一部の取引について所管課の情報に誤りがあった。具体的には、一部の小学校や中学校の施設の所管課を「教育総務部学校施設課」と登録すべきところ、「教育総務部教育給与課」と登録していた。</p> <p>財政課に質問したところ、「固定資産台帳増減調査票」と公会計システムとの連携がうまくいかず、所管課が誤って登録されていた。</p> <p>また、「異動データワークシート」は、異動となった部分のみを記入・取込する仕組みとなっているため、「固定資産台帳増減調査票」の中で所管課異動となっているものを見落として、「異動データワークシート」に反映ができていないものがあった。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>固定資産台帳の所管課が誤っている資産が一定数存在している。</p> <p>まずは、「教育総務部教育給与課」と誤って登録されていた施設について、「教育総務部学校施設課」への修正が必要である。</p> <p>あわせて、所管の登録が誤っていないかどうかについて横断的に点検をすべきである。</p> <p>固定資産台帳上で所管課を登録するのは、問い合わせ先の明確化、責任を明らかにする目的がある。所管換に係る公会計システム取込用の「異動データワークシート」を作成する際は、誤った所管課登録及び所管換をしないよう十分注意を払う必要がある。</p>	<p>固定資産台帳の所管課が誤っていた資産については、令和6年3月から運用開始した固定資産の管理に係る新システムと公会計システムとの連携により、令和5年度末の固定資産台帳の作成作業において登録情報の修正が完了した。また、登録済みの資産について、所管の登録誤りがないか各所管課にて横断的に点検を行った。</p> <p>なお、所管換が必要となった資産については、異動情報を公会計システムに取り込む際に必要な「異動データワークシート」が新システムから自動で出力される仕様となったため、登録誤りのリスクが低減した。</p>

令和5年度包括外部監査

監査のテーマ：固定資産台帳の整備に係る内部統制とその情報の活用の状況について

Ⅲ 千葉市の地方公会計の固定資産台帳 第3章 固定資産台帳の内容の点検 2 監査の結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(1) 数量・単位の記入について【資産経営課】 (報告書 P74)</p> <p>固定資産台帳を査閲し、①土地、建物、物品の「数量」が記載されているか、②物品で数量が記載されているものには「計上単位」が記載されているかを全件検討した結果、土地、建物、物品いずれも数量が記載されていないものが一定数あり、また、物品の計上単位が記載されていないものがあった。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>固定資産台帳の整備にあたって、数量・単位について未記載のものがあるため、適切な情報に更新すべきである。</p>	<p>固定資産台帳の数量と単位の記入については、固定資産台帳増減調査において、「資産データベースシステム運用マニュアル（固定資産台帳増減調査用）」に追記した上で、説明会を開催し、各所管課に周知徹底した。数量と単位が未記載だったものについては、令和7年3月末に情報の更新が完了した。</p> <p>引き続き、所管課への周知徹底及び入力内容の確認を行い、適切な情報に更新していく。</p>

令和5年度包括外部監査

監査のテーマ：固定資産台帳の整備に係る内部統制とその情報の活用の状況について

Ⅲ 千葉市の地方公会計の固定資産台帳 第3章 固定資産台帳の内容の点検 2 監査の結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(1) 会計区分の誤りについて【資産経営課】 (報告書 P80)</p> <p>固定資産台帳の会計区分を誤って登録すると、固定資産情報が固定資産を管理する会計に紐づかず、所管課が調査対象となる固定資産を見落とすなど、更新作業が適切に実施されないおそれがある。</p> <p>そこで、会計区分に誤りがある可能性のある固定資産を任意に抽出し、担当課に確認したところ、複数の誤謬を発見した。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>発見された会計区分について、固定資産台帳上の情報を修正すべきである。所属する会計は歳出データに基づいて区分されるため、上記の誤りの多くは、開始時残高を算定する際に歳出データではなく当時のストック情報に基づいて区分した際に誤ってしまったと考えられるが、歳出した会計と管理する会計が変更になったときにも、資産の増減が生じないために資産異動の対象から漏れてしまっている可能性もある。</p> <p>固定資産台帳に誤った会計区分を登録すると、会計区分別の財務書類の数値情報等に誤りが生じる。また、適切な担当者への照会も困難となることから、会計区分の登録は重要性が高いと考える。</p>	<p>固定資産台帳の会計区分の誤りについては、固定資産台帳増減調査において、「資産データベースシステム運用マニュアル（固定資産台帳増減調査用）」に追記した上で、説明会を開催し、各所管課に周知徹底した。会計区分が誤っていたものについては、令和7年3月末に情報の更新が完了した。</p> <p>引き続き、所管課への周知徹底及び入力内容の確認を行い、適切な情報に更新していく。</p>

令和5年度包括外部監査

監査のテーマ：固定資産台帳の整備に係る内部統制とその情報の活用の状況について

Ⅲ 千葉市の地方公会計の固定資産台帳 第3章 固定資産台帳の内容の点検 2 監査の結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(4) 昭和59年以前に取得した道路等の注記漏れについて【財政課】（報告書 P99）</p> <p>「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によると、道路、河川及び水路の敷地（以下「道路等」という。）で取得原価が不明なものは原則として備忘価額1円とすることが求められている。</p> <p>また、固定資産台帳整備の実施可能性や比較可能性を確保する観点から、昭和59年度以前に取得した資産は取得原価不明なものとして取り扱うこととされている。</p> <p>なお、取得原価が不明の道路等の場合でも、既に固定資産台帳が整備済み又は整備中であって、基準モデル等に基づいて評価されている資産について、合理的かつ客観的な基準によって評価されているのであれば、その評価額を注記することで、引き続き、当該評価額によることが認められている。</p> <p>この点、固定資産台帳のうち取得年度が昭和59年度以前かつ備忘価額1円で登録されていない道路等の有無を確認したところ、該当する資産は116件、期末簿価の合計金額は1,148,020,398円であった。これらの道路等を引き続きこの金額で計上する場合には、千葉市の固定資産台帳が整備済み又は整備中であって、昭和59年度以前に取得した道路等が基準モデル等に基づいて評価されている旨及びその金額を注記する必要があるが、当該注記が開示されていなかった。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>昭和59年以前に取得した道路等を備忘価額1円で計上せず、引き続き、合理的かつ客観的な基準に基づく評価額で計上する場合には、その評価額の注記が求められるため、当該注記を適切に行う必要がある。</p> <p>一方で、昭和59年以前に取得した道路等の評価額の注記を行わないのであれば、昭和59年以前に取得した道路等の期末簿価は全て備忘価額1円に修正する必要がある。</p>	<p>昭和59年度以前に取得した道路等の期末簿価については、備忘価額1円で計上する方向で統一を図り、令和5年度末の固定資産台帳から修正作業を行った。</p>

令和5年度包括外部監査

監査のテーマ：固定資産台帳の整備に係る内部統制とその情報の活用の状況について

IV 千葉市の公営企業会計の固定資産台帳 第2章 病院事業会計 3 監査の結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(2) 固定資産台帳への登録単位について【病院局経営企画課】（報告書 P151）</p> <p>青葉病院及び海浜病院の固定資産の実在性及び網羅性を確かめるため、現物確認等による点検を行った。</p> <p>現物確認の結果、次の事項が発見された。</p> <ul style="list-style-type: none">・固定資産台帳上の現物はなく、更新後の資産が設置されていた。更新後の資産も登録されており、二重登録となっていた。・院内全域に設置しているモニターについて、「一式」等の名称を付すことでより明確に資産を特定できる余地がある。・金額や仕様が異なるにもかかわらず、一つの資産として一括で登録されていた。・更新済みであるものの、更新前の資産情報が登録されたままになっていた。・現物はすでに撤去されていたが、固定資産台帳に登録されたままであった。・資産名称が正確でなかった。 <p>【結果（指摘）】</p> <p>工事単位や設備単位、装置単位で一括登録されている資産が散見された。</p> <p>固定資産台帳への登録単位は、「①固定資産の種別及び取得年度に応じた単位」であることに加えて、「②各事業において自らの固定資産の実情、老朽化等を把握するために必要な単位」となっているかを勘案する必要がある。耐用年数や取得年度が異なる資産を同一の単位で登録すると、減価償却の額を適切に算定できず、適正な財務諸表が作成されないこととなる。海浜病院の新病院移転の際には、多くの工事がなされるものと思料するが、その際の固定資産登録では、「法適用マニュアル」を踏まえて、「①固定資産の種別及び取得年度に応じた単位」であることに加えて、「②各事業において自らの固定資産の実情、老朽化等を把握するために必要な単位」で登録することに留意されたい。</p>	<p>固定資産台帳への登録単位等については、令和5年度に、総務省作成の「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」を踏まえ、「固定資産台帳登録マニュアル」を作成した。以後、マニュアルに沿って適正な運用を行っている。</p>